

## 佐賀県告示第 43 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、令和 4 年 3 月 17 日、次の知事指定薬物の指定は失効する。

令和 4 年 3 月 15 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

### 1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 エチル＝2－[1－（5－フルオロペンチル）－1H－インドル－3－カルボキサミド]－3，3－ジメチルブタノアート（通称名：5F-EDMB-PICA、5F-EDMB-2201）及びその塩類
- (2) 化学名 2－（3－メトキシフェニル）－2－（プロピルアミノ）シクロヘキサン－1－オン（通称名：Methoxpropamine、MXPr）及びその塩類
- (3) 化学名 2－[（4－エトキシフェニル）メチル]－5－ニトロ－1－[2－（ピロリジン－1－イル）エチル]－1H－ベンゾ[d]イミダゾール（通称名：Etonitazepyne、N-Pyrrolidino Etonitazene）及びその塩類
- (4) 化学名 1，2－ジフェニル－2－（ピロリジン－1－イル）エタン－1－オン（通称名：α-D2PV、A-D2PV）及びその塩類

### 2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

### 3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。